

京都市訓令甲第 32 号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

京都市有債権処理に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

第 1 条ただし書を削る。

第 2 条第 1 項中「行財政局総務部総務事務センター長」の右に「， 同局人材育成推進室副室長」を，「総合企画局国際化推進室副室長」の右に「， 文化市民局市民生活部消費生活総合センター長， 建設局事業推進室副室長， 会計室次長」を加え，「， 京都市立看護短期大学事務室事務長」を削る。

附 則

この訓令は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)